

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者を適正に行うに当たって必要な認  
知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イを  
ウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条第2項第2号中オをカとする。

様式第2中ホをへとする。

附 則

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

(上下水道局水道部水道管路課)